

特定家庭用機器廃棄物の再商品化等料金改定のお知らせ

リンナイ株式会社(本社:愛知県名古屋市、社長:内藤 弘康)は、当社製の家庭用ルームエアコンと家庭用衣類乾燥機につきまして、2026年4月1日より再商品化等料金(家電リサイクル料金)を改定いたしますので、特定家庭用機器再商品化法第20条第1項の規定に基づき公表いたします。

■ リサイクル料金改定内容と改定実施日

品目	新料金	旧料金	改定実施日
ルームエアコン	1,034円 (税別940円)	990円 (税別900円)	2026年4月1日
衣類乾燥機	2,574円 (税別2,340円)	2,530円 (税別2,300円)	

適用等

- (1) 新料金は、次の1または2を満たす場合に適用いたします。
- 家電リサイクル券の交付日(お客様からの引取日)の記載が、2026年3月31日以前の日付以外のものであり、かつ指定引取場所への引渡日が2026年4月1日以降のもの。
 - 家電リサイクル券の交付日(お客様からの引取日)の記載が、2026年3月31日以前の日付のものであり、かつ指定引取場所への引渡日が2026年5月1日以降のもの。
- (2) 次のものについては、経過措置として旧料金を適用いたします。
家電リサイクル券の交付日(お客様からの引取日)の記載が、2026年3月31日以前のものであり、かつ指定引取場所への引渡日が2026年4月1日から2026年4月30日までのもの。
- (3) この料金は、1台当たりであり、全国同一の料金です。
- (4) この料金とは別に、小売業者、市町村の収集運搬料金が必要となります。

■ リサイクル料金改定の背景

2001年4月の家電リサイクル法施行以来、使用済み製品に含まれる資源の有効利用拡大に努めております。近年、家電リサイクル関連の運営に係る費用が大幅に増加していることから、円滑な業務運営を維持するため、家電リサイクル法第20条に基づき、リサイクル料金を改定し、公表いたします。

《本件のお問い合わせ先》

リンナイ株式会社 広報・IR部 TEL 052-361-8211(代表)

(注)本資料に記載されている内容は発表日時点の情報です。
ご覧になった時点で、内容が変更になっている可能性がありますので、あらかじめご了承ください。